

人権チェックリスト

平成30年

9月号



成年後見制度について知っていますか？

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をする必要があっても、自分でこれらのことをすることが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力が不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度は、大きく分けると2つの種類があります。

• 法定後見制度

すでに判断能力が不十分な方に代わって、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が法律行為などを行う制度です。判断能力の程度など御本人の事情に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれています。

• 任意後見制度

御本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ御本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

成年後見制度の手続の流れについては、以下のとおりです。

1. 申立て

申立ては、御本人の所在地を管轄する家庭裁判所にしてください。申立てができるのは、御本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長などです。

2. 調査等

申立て内容について家庭裁判所から事情を尋ねられることがあります。なお、御本人の判断能力について、医師による鑑定を行うことがあります。

3. 審判

後見開始の審判と同時に成年後見人等が選任されます。成年後見人等には、配偶者、子、兄弟姉妹及びその他親族の他、弁護士や司法書士等、御本人にとって最も適任だと思われる方が選任されます。

4. 報告

成年後見人等は、選任後速やかに、御本人の財産や状況を確認して、財産目録及び収支予定表を作成し家庭裁判所に提出します。原則、年に1回、御本人の生活や財産の状況などの報告が必要です。

チェック

平成29年12月末時点における成年後見制度の利用者数は、210,290人です。また、平成29年1月～12月の1年間に成年後見制度が開始された原因としては約63.3%が認知症であり、次いで知的障害が約10.2%、統合失調症が約8.6%の順となっています。判断能力の不十分な方々が、権利侵害から身を守り、これからも安心して暮らしていくために成年後見制度の利用を考えてみましょう。

※詳しくは、法務省ホームページ (<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html>) をご参照ください。

内容についてのお問い合わせは

和歌山県人権施策推進課まで ☎073-441-2566

